

平成31年4月第102回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 平成31年4月25日（木）
○開会年月日 平成31年4月25日（木）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 大西啓介君	2番 関根律之君
3番 向井一富君	4番 久保美博君
5番 森永和夫君	6番 菊地幸雄君
7番 泉浩壽君	8番 大木雄君
9番 山本徹君	10番 才野俊夫君
11番 下野安彦君	12番 林博君
13番 山崎正史君	14番 寺岡保君
15番 中田厚寛君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 小野植正久君
総務課長 山岡敦君	住民課長 二宮善徳君
税務課長 吉川博徳君	保健福祉課長 曾根岡伸也君
会計管理者 稲葉勉君	建設デザイン課長 正岡和猶君
町並・地域振興課課長補佐 高山重樹君	産業振興課長 入海孝君
小田支所長 大森豊茂君	環境政策室長 中嶋優治君
政策調整班長 畑野亮一君	上下水道対策班長 上石富一君
危機管理班長 松岡裕樹君	
教育長 山岡晋君	学校教育課長 泉邦彦君
自治・学習課長 黒澤賢治君	
代表監査委員 赤穂英一君	農業委員会会長 堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第5号）

平成31年4月25日（木）午後1時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
日程第 3 招集あいさつ

- 日程第 4 議認第 1 号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求
めることについて
- 日程第 5 議認第 2 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議認第 3 号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認
を求めることについて
- 日程第 7 議認第 4 号 平成 30 年度内子町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求
めることについて
- 日程第 8 議認第 5 号 平成 30 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 28 号 平成 31 年度内子町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 常任委員の選任について
- 日程第 11 議会運営委員の選任について
- 日程第 12 議案第 29 号 内子町監査委員の選任について

○追加議事日程（第 5 号の追加 1）

追加日程第 1 議長辞職について

○追加議事日程（第 5 号の追加 2）

追加日程第 2 議長選挙について

○追加議事日程（第 5 号の追加 3）

追加日程第 3 副議長選挙について

○追加議事日程（第 5 号の追加 4）

追加日程第 4 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について

追加日程第 5 大洲地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

追加日程第 6 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の選挙について

追加日程第 7 大洲・喜多衛生事務組合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 12、追加日程第 1 から追加日程第 7 まで

午前 11 時 00 分 開会

○議長（山本徹君） ただ今から、平成 31 年 4 月第 102 回内子町議会臨時会を開会いたしま
す。本臨時会には、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及
び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副
町長及び各課長・班長等の 16 名であります。

この際、本会議に説明員として出席される新任の方々を紹介いたします。まず、山岡晋教育長
を紹介します。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） この度、前井上教育長の勇退に伴い、4月1日付けで教育長職を拝命いたしました山岡晋です。教育長への就任に際し、3月議会において議員の皆様方のご同意をいただき、誠にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

在職1か月を迎えようとしていますが、教育長職の拝命は、私にとりまして、身に余る光栄であると同時に、その重責に身の引き締まる思いでございます。今年度は、平成27年度から平成31年度の5年間を対象期間として策定された「内子町教育大綱に基づく取組」の仕上げの年となります。また同時に、今年度は、この評価の上に立って、次の5年間の教育施策を考えていかなければならない大切な年でもあります。井上前教育長の後をしっかりと受け継ぎ、学校現場での経験と、わずかな期間ではありますが、「社会教育行政」と「公益財団法人内子国際交流協会の運営」に関わらせていただいた経験を生かし、微力ながら、学校教育においては、「内子の素晴らしい教育環境に根ざしたふるさと教育の推進や、外国語教育・環境教育などの社会の変化に対応した教育の推進」、自治・学習においては、「内子町のまちづくり・地域の絆づくりの柱である自治会制度や人権教育の推進」など、内子町の教育行政の発展に、全力を尽くしていく所存でございます。そして、それらの取組を通して、内子町が推進する「町並み、村並み、山並みが持続的に発展する内子町」の実現にせまりたいと考えております。議員の皆様方のご指導ご支援を、心よりお願い致します、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） 次に、吉川博徳税務課長を紹介いたします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（山本徹君） 吉川税務課長。

○税務課長（吉川博徳君） 税務課長の吉川と申します。どうかよろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） 次に、黒澤賢治自治・学習課長を紹介いたします。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（山本徹君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 失礼いたします。4月1日の人事異動によりまして、自治・学習課長を拝命致しました黒澤賢治と申します。もとより浅学菲才の身ではございますけれども、町政発展のため、微力をつくしてまいります。ご指導たまわりますよう、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） 次に、松岡裕樹危機管理班長を紹介いたします。

○危機管理班長（松岡裕樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 松岡危機管理班長。

○危機管理班長（松岡裕樹君） 4月1日の人事で危機管理班長を拝命致しました松岡裕樹と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議

規則第 119 条の規定により、議長において、1 番、大西 啓介議員。2 番、関根 律之議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（山本徹君） 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、去る 4 月 15 日開催の議会運営委員会において、本日 1 日限りとし、会議時間は議事終了時までとしております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、本日 1 日限りとし、閉会の時刻は、議事終了時とするに決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第 5 号のとおりであります。

日程第 3 招集あいさつ

○議長（山本徹君） 「日程第 3 招集あいさつ」を受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成 31 年 4 月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新しい元号が令和に決まりました。響きの良い、品格がある、良い元号だと感じています。「令和」とは、「万葉集」にある「初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす」の文言から引用したものだそうです。安倍首相の談話によると、「厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい」との願いが込められているそうです。来月から始まる「令和」の時代が、国民にとって素晴らしい時代になることを願うとともに、内子町としてもさらに良い町になるよう努力したいと思います。さて、花々が咲き誇る季節になりました。3 月末から 4 月上旬にかけては、各地で桜まつりが開催され、町内外からの多くの人出で賑わいました。4 月 3 日には、立石地区の「相野の花」が愛媛新聞の 1 面で大きく紹介されました。石畳地区の「東の枝垂れ桜」にも、交通整理が不要くらい多くの人を訪れたと聞いています。地域の人たちが守り育てた環境が評価され、大きな地域資源に成長していると感じます。自然を除く観光資源の全ては、人々の営みの中で生まれたものだと考えています。町並みも内子座も風合戦も農村景観も、すべて人々の生活の中から生み出されたものです。住民の営みをいかに守るか、そのことを念頭にまちづくりを進めたいと思っています。また、4 月は行政にとりましても新しい年度の始まりです。昨年度は 3 月までに再任用職員も含めて 12 名の職員が退職されました。4 月からは新たに 14 名の職員を採用し、3 名を再任用して

います。さらに、今年度は愛媛地方税滞納整理機構と愛媛県経済労働部にそれぞれ職員を1名ずつ出向させました。昨年度に引き続き、愛媛県東京事務所と後期高齢者医療広域連合にもそれぞれ1名を派遣しているところです。逆に、愛媛県からも1名の職員を受け入れ、町並・地域振興課で頑張っていただくことになりました。それぞれの職場で万全を期して、町民の皆さんの期待に応えていきたいと思ひます。そのような中で、今年も嬉しいニュースが飛び込んでまいりました。昨年、全国広報コンクールで内閣総理大臣賞を受賞した「広報うちこ」ですが、平成31年全国広報コンクールにおいても「広報紙 町村部」で特選となり、さらに内閣総理大臣賞に選ばれました。二年連続で内閣総理大臣賞を受賞した自治体はこれまでになく初めてということですので、大変誇らしく思ひます。改めて担当者の努力を称えとともに、取材にご協力いただいた皆さま、広報モニターの皆さまをはじめ「広報うちこ」に関わっていただくすべての皆さまに感謝申し上げたいと思ひます。今回受賞の対象となった12月号は、田渡地区にある「加工所みのり」の活動の特集いたしました。ふるさとの味を後世に残したいという「みのり」の皆さんの活動にスポットを当て、地域の食文化やその継承について考えたものです。高齢になられても生きがいを見つけ元気に活動されている皆さんの姿は、地域に生きる私たちにとって一つの理想のように思ひます。取材にご協力いただいた「みのり」の皆さまには重ねてお礼を申し上げたいと思ひます。二年連続の内閣総理大臣賞受賞ということで、来年6月に内子町で開催を予定している全国広報広聴研究大会に向けて大きな弾みがつきました。多くの関係者に内子町にお越しいただけることを期待しています。今回の受賞に驕ることなく、困難があつても、人々が互いに知恵を出し合い未来を拓いていこうとする自主・自立の地域づくり、まちづくりの応援になれるよう、引き続き町内の様々な活動に目を向け、町民に愛される質の高い広報紙づくりに努力したいと思ひます。さて、本臨時会に町長として提出いたします案件は、専決処分の報告が5件、補正予算が1件、人事案件が1件の合計7件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます、臨時議会招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） 以上で、「招集あいさつ」を終わります。

これから議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第4 議認第1号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（山本徹君） 「日程第4 議認第1号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第1号、内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてでございます。内子町税条例等の一部を改正する条例につきましては、平成31年4月1日に施行する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により町長

が専決処分したものについてご報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきまして、税務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（山本徹君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議認第 1 号内子町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書 1 の 1 ページをお開き下さい。地方税法の一部を改正する法律等が 3 月 29 日に公布され 4 月 1 日より施行となったため、4 月 1 日から改正を施行する必要があり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をさせていただきました。同条第 3 項の規定により、これをご報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分につきましては、次の 2 ページとなっております。「内子町税条例等の一部を改正する条例」の条文は 3 ページから 16 ページまで。次に、議案説明資料 3 の 1 ページから 22 ページまでが今回改正の「内子町税条例の新旧対照表」ととなっております。専決処分いたしました税条例の改正の概要につきましては、説明資料でその内容を説明させていただきます。

議案説明資料 3 の 23 ページをご覧ください。改正の理由につきましては、平成 31 年度の税制改正にともない地方税法が改正されたことによるものでございます。説明資料に概要をまとめてございますが、「町税に係る主な改正点」を説明させていただきます。まず、個人住民税ですが、ふるさと納税制度の見直しです。寄付金の募集を適正に実施する地方団体、また、返礼品の返礼割合を 3 割以下にする地方団体、及び、返礼品を地場産品とする地方団体に限る制度に変更されました。

次に、住宅ローン控除の拡充に伴う措置です。消費税 10% が適応される住宅取得の所得税の住宅ローン控除の延長に伴い、所得税から引ききれない額について住民税から控除する制度が合わせて延長されました。

次に未婚で児童を扶養しているひとり親に対し、前年の合計所得が 135 万円以下である場合、個人住民税の非課税措置が講じられました。施行は平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。

次に軽自動車税でございますが、グリーン化特例の大幅な見直しでございます。まず初めに、環境性能割の導入に合わせて、グリーン化特例の対象を、電気自動車に限となりました。このことにつきましては、平成 33 年 4 月 1 日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車に限るものでございます。

次に、消費税 10% への引き上げに伴い、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までに取得した、軽自動車について環境性能割を 1% 軽減するものです。後は下の表について説明させていただきます。表の左側の上、欄外に今回専決いたしました町税条例の一部を改正する条例の条例番号、表の左側の欄に改正します内子町税条例の番号とその下に施行日を、その右側中央の欄に対応する法令を、一番右側の欄に改正の概要を記載してございます。内子町税条例の一

部を改正する条例の概要については、以上でございますが、その他の改正につきましては、資料ナンバー3議案説明資料の1ページから22ページにかけて新旧対照表をつけておりますので、ご覧いただけたらと思います。

以上で「内子町税条例の一部を改正する条例」の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第1号 内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決をおこないます。

本案を、原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第5 議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（山本徹君） 「日程第5 議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第2号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてでございます。内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成31年4月1日に施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（山本徹君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議認第2号内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案書1の17ページをお開き下さい。地方税法施行令の改正が3月29日に公布され4月1

日より施行となったため、4 月 1 日から施行する必要があり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をさせていただきました。同条第 3 項の規定により、これをご報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分につきましては次の 18 ページとなっております。「国民健康保険条税条例の一部を改正する条例」の条文につきましては 19 ページに。次に、議案説明資料 3 の 27 ページから 28 ページに今回改正の「国民健康保険税条例の新旧対照表」となっております。

29 ページから 30 ページを説明資料としております。専決処分いたしました国民健康保険税条例の改正の概要につきましては、説明資料でその内容を説明させていただきます。

議案説明資料 3 の 29 ページをご覧ください。「国民健康保険税の限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」という国の税制改正の大綱の資料ですが、上の「1. 大綱の概要」にありますように、一つには国民健康保険税の課税限度額を現行の 58 万円から 61 万円に引き上げること、二つ目に国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5 割軽減の対象となる世帯に、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 27 万 5,000 円から 28 万円に引上げ、2 割軽減の対象となる世帯に、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 50 万円から 51 万に引上げるものでございます。その下の「2. 制度の内容」に、課税限度額の見直し、5 割・2 割軽減の改定イメージがありますが、これについてはご覧いただけたらと思います。

今回の改正とその比較や国保税への影響については、次のページ 30 ページに記載してございますので、ご覧いただけたらと思います。

以上で「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第 2 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決をおこないます。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第 6 議認第 3 号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（山本徹君） 「日程第 6 報告第 3 号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第3号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてでございます。内子町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、平成31年4月1日に施行する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、保健福祉課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議認第3号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。議案書1の20ページをお開き下さい。介護保険法施行令等の一部を改正する関係法令が、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、内子町介護保険条例の一部を改正する条例について、同日から改正する必要があるございましたが、議会招集の時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせて頂きました。よって同条第3項の規定によりましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分につきましては、次の21ページのとおりでございます。改正内容につきましては22ページにございます。詳細につきましては、説明資料の3の方でご説明を申し上げます。

議案説明資料3の最後のページ、31ページをお開きください。内子町介護保険条例の新旧対照表でございます。今回の専決処分につきましては、本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、低所得者の保険料の軽減強化を行うものでございます。右側の欄、旧条例の第6条第1項第1号にて第1段階の方の保険料を3万7,500円と定め、第2項で第1項第1号の規定にかかわらず、各年度の保険料を3万3,700円とすると定めております。この軽減措置は消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減強化のため、平成27年4月から適用されている措置でございます。

これまで第1段階だけに行われていた軽減強化策でございますが、今回の省令の施行により、第1段階の軽減強化と、第2・第3段階への軽減拡充を行うこととなりました。新旧対照表の左側下段、条例の第6条第2項で、第1段階の被保険者の保険料3万3,700円でしたが、これを2万8,100円に改め、同条に第2項の次に第3項・第4項を加え、第2段階の保険料を4万6,800円、第3段階の保険料を5万4,300円と、それぞれ軽減を行うものでございます。この改正により保険料が軽減される被保険者の数は、平成31年4月1日現在で第1段階で1,220人、第2段階で942人、第3段階で693人でございます。被保険者全体の44.3%にあたります。以上、議認第3号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第3号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第7 議認第4号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 議認第5号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山本徹君） 「日程第7 議認第4号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」「日程第8 議認第5号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」以上2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第4号、平成30年度内子町一般会計補正予算（第7号）及び、議認第5号、平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、期日に施行する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについてご報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、副町長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○副町長（小野植正久君） 議長。

○議長（山本徹君） 小野植副町長。

〔小野植正久副町長登壇〕

○副町長（小野植正久君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。まず、議認第4号、専決第11号、平成30年度内子町一般会計補正予算（第7号）について説明を致します。

議案書1の25ページをお開きください。平成30年度内子町一般会計補正予算（第7号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,222万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億9,638万2,000円と定めるものでございます。前年度の最終予算と比較して4億1,066万2,000円、3.9%の増額となっております。

次に32ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出総括表・右側下段に示しますように、一般会計補正予算（第7号）の財源につきましては、地方債8,790万円の減額、その他特定財源1,586万8,000円の増額、一般財源2億5,426万1,000円の増額となっております。今回のおもな補正内容についてですが、特別交付税をはじめ、地方消費税交付金及び各譲与税等の交付額確定により、既決予算の調整が主な内容でございます。

まず、歳入についてご説明致します。34ページをお開きください。中段の8款「地方交付税」でございます。特別交付税として、交付実績に伴い、2億3,261万6,000円を増額補正しております。その結果、特別交付税の総額は、5億6,216万6,000円となり、前年度と比較して6,570万6,000円、13.2%の増額となっております。この要因としては、平成30年度に発生した西日本豪雨災害対応によるものでございます。34ページから35ページにかけての19款「町債」におきましては、各事業実績に伴う地方債借入額の確定によるもので、8,790万円の減額となり、地方債総額として12億3,111万4,000円となっております。

続きまして、歳出でございます。36ページをお開きください。3款「民生費」、4款「衛生費」につきましては、地方消費税交付金の額の確定に伴い、社会保障財源分にかかる充当財源の補正を行っております。

次に38ページをお開きください。下段の13款「諸支出金」、1項「基金費」、1目「基金費」につきましては、公共施設整備基金へ1億8,222万9,000円の積み立てをおこなっております。その他につきましては、各事業における財源補正をおこなっております。

続きまして、議認第5号、専決第12号、平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

議案書1の42ページをお開きください。平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、要支援の認定者の増により介護予防サービス費が増えた一方、要介護の認定者の減少により介護サービス費が減少したことで組み替えを行うものでございます。歳入歳出予算の総額に変更はなく、総額を歳入歳出それぞれ26億3,578万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

討論、採決については議案ごとに行います。

まず、「議認第4号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第4号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を

求めることについて」の採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

次に、「議認第5号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第5号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第9 議案第28号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（山本徹君） 「日程第9 議案第28号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第28号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算関係資料2をご覧ください。1ページをお開きください。平成31年度内子町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,513万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億7,363万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、10月1日に予定されている消費税・地方消費税率の10%への引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に実施する「プレミアム付商品券事業」にかかるもので、その必要経費につきましては、全額国庫支出金で対応する予定としております。

7ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては、12款「国庫支出金」2項「国庫補助金」2目「民生費国庫補助金」におきまして、プレミアム付商品券事務費補助金として1,513万6,000円を計上致しております。

8ページをお開きください。歳出につきましては、3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「社会福祉総務費」におきまして、事務費として、臨時雇賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、

手数料、委託料、合わせて1,513万6,000円を計上致しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第28号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案を、原案のとおり決することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

従って、本案は原案のとおり、可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午後2時から再開します。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○副議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただいま、山本徹議長から、議長辞職願が提出されました。

お諮りします。「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○副議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。したがって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定を致しました。

追加日程第1 議長辞職について

○副議長（森永和夫君） 「追加日程第1 議長辞職について」を議題とします。

地方自治法117条の規定により、山本徹議長の除斥を求めます。

〔山本徹議長除斥〕

○副議長（森永和夫君） まず、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（林純司君） 朗読いたします。平成31年4月25日、内子町議会副議長、森永和夫様。内子町議会議長、山本徹。辞職願。この度、一身上の都合により議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○副議長（森永和夫君） お諮りします。山本徹議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○副議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、山本徹議長の議長辞職は許可することに決定しました。

山本徹議員の除斥を解除します。

〔山本徹議員入場〕

○副議長（森永和夫君） 只今、議長辞職を許可することに決定しましたので、議長退任のご挨拶があるようでしたら、許可します。

○9 番（山本徹君） 副議長。

○副議長（森永和夫君） 山本徹議員。

〔山本徹議員登壇〕

○9 番（山本徹君） 議長退任にあたり、ご挨拶を申し上げます。早いもので議長就任から 2 年が経ちました。その間、皆さんの温かいご支援、ご協力をいただき、無事に議長としての務めを終えることができます事を心から感謝申し上げます。本会議においては、大勢の議員の皆様から一般質問をしていただき、議会活性化の一助となりました。議会運営、総務文教、産業建設厚生、予算決算、広報の各委員会では、委員長さんを中心に協議され、一定の方向性を示していただきました。中でも広報委員の皆様のご活動には頭の下がる思いでした。一問一答方式の質問の在り方については、より一層の研鑽が必要であると感じております。稲本町長さん、各課長さん方には議員の一般質問、その他の質問に対して丁寧な答弁をしていただき、感謝しております。議場に入退場する際、質問や答弁の際には、礼に始まり礼に終わるという昔から続く礼節が大切にされており、内子町議会の歴史を感じるとともに、身の引き締まる 2 年間でした。また、東日本大震災後の被災地訪問、ローテンブルク市訪問など数多くの研修に参加させていただき、多様な人々との交流、ご意見をいただく機会に恵まれたことは私にとっては大きな財産となりました。今後、内子町と町議会が車の両輪のごとく連携するとともに、より発展していくことを願い、退任のあいさつと致します。ありがとうございました。

○副議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。全員協議会を開催しますので、委員会室へご移動願います。

午後 2 時 0 7 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○副議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長欠員となりました。

お諮りします。「議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、ただちに議長選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○副議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、「議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、ただちに議長選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 2 議長選挙について

○副議長（森永和夫君） 「追加日程第 2 議長選挙」をおこないます。

選挙の方法は、投票によることにご賛同を得ておりますので、投票でおこないます。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（森永和夫君） ただ今の出席議員数は、15 名であります。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、1 番、大西啓介議員、2 番、関根律之議員を指名します。投票用紙を配布させます。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配布〕

○副議長（森永和夫君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○副議長（森永和夫君） 「配付漏れなし」と認めます。ここで、投票箱を点検します。立会人の方、前の方をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（森永和夫君） 異常なしと認めます。

只今から、投票をおこないます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（林純司君） では、投票順を申し上げます。1 番、大西啓介議員。2 番、関根律之議員。3 番、向井一富議員。4 番、久保美博議員。6 番、菊地幸雄議員。7 番、泉浩壽議員。8 番、大木雄議員。9 番、山本徹議員。10 番、才野俊夫議員。11 番、下野安彦議員。12 番、林博議員。13 番、山崎正史議員。14 番、寺岡保議員。15 番、中田厚寛議員。森永和夫副議長。

○副議長（森永和夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○副議長（森永和夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（森永和夫君） これより、開票をおこないます。大西啓介議員、関根律之議員、開票の立ち合いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（森永和夫君） 開票が終了しましたので、開票の結果を報告します。投票総数 15 票。うち、有効投票 15 票。有効投票のうち、森永和夫 9 票、泉浩壽議員 6 票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4 票であります。従って、不肖、私が議長に当選を致しました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解放〕

○副議長（森永和夫君） 会議規則第 33 条第 2 項による議長の当選告知をすることになります
が、たまたま私に関することでありますので、この際、特にお許しを頂きまして、演壇でご挨拶
をさせていただきます。

〔森永和夫副議長登壇〕

○副議長（森永和夫君） 只今、栄誉ある内子町議会議長にご選任をいただき、心より感謝を申
し上げます。大変光栄でありその任務の重さをひしひしと感じております。議員各位のご理解を
いただきながら、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めて参る所存でございます。さ
て、私は内子町議会議長として目指すのは、平成 29 年 3 月にそれまでの議会改革の取り組みの
成果として議会の基本理念や議員の活動原則などを定め、議会の役割を明確にした議会における
最高規範である内子町議会基本条例に基づき、議会の機能強化と開かれた議会の実現に向けてさ
らなる議会改革に取り組むことであります。それを実現するために 7 つの柱を目標に掲げてまい
りたいと思います。

一つ目は、「町民の声を反映する議会」です。これまで以上に、町民への積極的な情報公開と意
見交換会を開催し、多様な民意を可能な限りくみ上げ、町政の場へと運ぶことが我々の役割と考
えます。

二つ目は、「政策提言できる議会」です。人口減少や少子高齢化など様々な問題に我々議会も取
り組まなければなりません。そのためには、自己研鑽と資質の向上を常に目指し、政策立案能力
を高め、政策提言をしていく議会を目指したいと考えます。

三つ目は、「二元代表制の一方の担い手としての役割を果たせる議会」です。憲法 93 条で、地
方自治体の長と議会議員は住民が直接これを選挙で選ぶ二元代表制を取るよう定められています。
議会基本条例の前文にある、「地方分権の進展に伴い、議会の権限と責任が大きくなっている中、
内子町議会は、町民の負託に応え、二元代表制の一方の担い手として、最良の意思決定をし、行
政の監視機関としての役割及び責任を果たすことにより、町民全体の福祉の向上を実現する使命
を負っている」との基本理念、さらには、第 6 条では、「議会と町長は、それぞれの役割を活かし、
緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点・争点を明確にして、町政を推進する」と書かれて
おり、これらにのっとり、互いに緊張関係を保持しながら、町民の意見を反映し、誤りのない意
思決定をすることが我々議員の務めであります。このことは、決して議会と町長がいたずらに摩
擦を起こすことでもなく、また、安易な妥協をすることでもありません。両者が正しく相携え、
ともに町民の負託に応える関係性が内子町の為になるものと考えます。

四つ目に、「議会基本条例の検証」です。この条例を制定し 2 年が経過しました。その間、議員
として、議会として条例に沿った活動ができたのかの検証と、見直しも含め、もう一度その内容
を検証する必要があるのではと考えます。

五つ目に、「総合計画・総合戦略の検証」です。どちらも今年度が最終年度になり、次年度に向
けて新しい時代にふさわしい計画・戦略の策定が進められています。議会においても、これらの
検証をし、できれば政策提言へとつなげていければと考えます。

六つ目に、「災害時の対応についての検討」です。台風や豪雨、必ず起きると言われる南海トラ
フ地震などの自然災害に対し、我々議会も何らかの対応を検討すべきと考えます。

最後に、「議員定数やタブレット導入など議会を取り巻く諸課題についての検討」です。人口減

少が進む中、定数はこれでいいのかなど議会を取り巻く諸課題を洗い出し、議員間で議論し、合わせて町民の意見を聴取し検討すべきと考えます。この7つの柱を議員各位と取り組み、さらなる議会改革を推進し、議員一人一人が活躍できる議員総活躍議会を目指し、町民の皆さんの負託に応え、信頼され、頼りにされる議会となるよう、頑張って参る所存でございます。最後になりましたが、これからも内子町民の皆さんが内子で暮らしてよかったと実感できるまちづくりの実現に向け、行政とともに取り組んで参る所存でございます。町長をはじめ、職員の皆様には、今後とも議会に対し、ご理解とご協力をお願いし、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（森永和夫君） それでは、ここで暫時休憩をします。

委員会室で全員協議会を開催します。ご移動をお願いします。

午後2時36分 休憩

午後2時43分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

副議長欠員となりました。お諮りします。「副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として副議長選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって「副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として副議長選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3 副議長選挙について

○議長（森永和夫君） 「追加日程第3 副議長選挙」を行います。

選挙の方法は、投票によることにご賛同を得ておりますので、投票をおこないます。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○10番（才野俊夫君） 議長。

○議長（森永和夫君） 才野俊夫議員。

○10番（才野俊夫君） 氏名が公表されておられません。氏名の公表をお願いします。

○議長（森永和夫君） 氏名の公表。

○10番（才野俊夫君） どなたが立候補されたかそれを確認したいと思います。

○議長（森永和夫君） 暫時休憩を致します。

午後2時48分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

副議長欠員となりました。お諮りします。「副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第 3 として副議長選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって「副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第 3 として副議長選挙を行うことに決定致しました。

追加日程第 3 副議長選挙について

○議長（森永和夫君） 「追加日程第 3 副議長選挙」を行います。

選挙の方法は、投票によることにご賛同を得ておりますので、投票をおこないます。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（森永和夫君） ただ今の出席議員数は、15 名であります。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番、大西啓介議員、4 番、久保美博議員を指名します。投票用紙を配布させます。念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配布〕

○議長（森永和夫君） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 「配付漏れなし」と認めます。投票箱を点検します。立会人の方、前の方へご移動願います。

〔投票箱点検〕

○議長（森永和夫君） 異常なしと認めます。

只今から、投票をおこないます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（林純司君） では、投票順を申し上げます。1 番、大西啓介議員。2 番、関根律之議員。3 番、向井一富議員。4 番、久保美博議員。6 番、菊地幸雄議員。7 番、泉浩壽議員。8 番、大木雄議員。9 番、山本徹議員。10 番、才野俊夫議員。11 番、下野安彦議員。12 番、林博議員。13 番、山崎正史議員。14 番、寺岡保議員。15 番、中田厚寛議員。森永和夫議長。

○議長（森永和夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（森永和夫君） これより、開票をおこないます。向井一富議員、及び久保美博議員、開票

の立ち合いをお願いします。

〔開票〕

○議長（森永和夫君） 開票が終了しましたので、開票の結果を報告します。投票総数15票。うち、有効投票15票。有効投票のうち、菊地幸雄議員14票、関根律之議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4票であります。従って、菊地幸雄議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解放〕

○議長（森永和夫君） 只今、副議長に当選されました、菊地幸雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。副議長就任のご挨拶があるようでしたら許可します。

〔菊地幸雄議員登壇〕

○6番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 菊地幸雄議員。

○6番（菊地幸雄君） この度、副議長に選任をいただきました、菊地でございます。議長を補佐してしっかりと努めたいと思っております。議会の活性化また、内子町のために一生懸命努めたいと思っております。議員各位のご協力をいただきまして努めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしまして、副議長就任のご挨拶と致します。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ここで、暫時休憩します。20分後をめぐにしますので、3時25分に再開を致します。それでは委員会室で全員協議会を開催します。ご移動をお願い致します。

午後3時3分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第10 常任委員会の選任について

○議長（森永和夫君） 「日程第10 常任委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、内子町議会委員会条例8条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと、認めます。

従って、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

それでは、ただ今から暫時休憩します。その間に、各常任委員に集まっていただき、委員長、副委員長の互選を行ってください。はじめに、委員会室に移動し、予算決算常任委員会を開催してください。それが終わりましたら、総務文教常任委員会は、委員会室で、産業建設厚生常任委

員会は会議室で開催してください。両委員会終了後、議会広報常任委員会を、同じく委員会室で開催してください。ご移動をお願いします。

午後 3 時 3 1 分 休憩

午後 4 時 1 3 分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました各常任委員会で、委員長・副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、ご報告します。

予算決算常任委員会委員長に、中田厚寛議員、副委員長に才野俊夫議員。

総務文教常任委員会委員長に、久保美博議員、副委員長に向井一富議員。

産業建設厚生常任委員会委員長に、大木雄議員、副委員長に下野安彦議員。

議会広報常任委員会委員長に、大西啓介議員、副委員長に関根律之議員。

以上でございます。

ここで暫時休憩をします。委員会室で全員協議会を開催します。移動をお願いします。

午後 4 時 1 5 分 休憩

午後 4 時 2 2 分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 1 1 議会運営委員の選任について

○議長（森永和夫君） 「日程第 1 1 議会運営委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、内子町議会委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと、認めます。

従って、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

それでは、ただ今から暫時休憩します。その間に、議会運営委員に集まっていただき、委員長、副委員長の互選を行ってください。議会運営委員は、会議室にご移動願います。

午後 4 時 2 4 分 休憩

午後 4 時 3 1 分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

只今、時刻は午後 4 時 31 分を過ぎております。審議内容から考えますと、午後 5 時までに終了することは難しいと思われますので、内子町議会会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を議事終了時まで延会することを宣告致します。

それでは、休憩中に開かれました議会運営委員会で、委員長・副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、ご報告します。委員長に才野俊夫議員、副委員長に久保美博議員でございます。

ここで暫時休憩をします。委員会室で全員協議会を開催します。ご移動願います。

午後 4 時 33 分 休憩

午後 4 時 45 分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

お諮りします。必要が生じたので、この際、お手元に配付しております、議事日程第 5 号の追加日程第 4 のとおり、4 件を日程に追加したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

従って、追加日程第 4 から追加日程第 7 までを日程に追加し、それぞれ議題とすることに決定しました。

追加日程第 4 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（森永和夫君） 追加日程第 4、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙をおこないます。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに、決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに、決定しました。

それでは、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に、菊地幸雄議員を指名します。

お諮りします。ただ今指名した菊地幸雄議員を八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した、菊地幸雄議員が八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に、当選されました。

追加日程第 5 大洲地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

○議長（森永和夫君） 「追加日程第 5 大洲地区広域消防事務組合議会議員の選挙」をおこないます。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定しました。

それでは、大洲地区広域消防事務組合議会議員に、寺岡保議員、林博議員、才野俊夫議員、大木雄議員、大西啓介議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名した、寺岡保議員、林博議員、才野俊夫議員、大木雄議員、大西啓介議員を、大洲地区広域消防事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました、寺岡保議員、林博議員、才野俊夫議員、大木雄議員、大西啓介議員が大洲地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

追加日程第 6 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の選挙について

○議長（森永和夫君） 「追加日程第 6 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の選挙」をおこないます。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定しました。

それでは、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員に、泉浩壽議員、久保美博議員を指名します。

お諮りします。ただ今指名しました、泉浩壽議員、久保美博議員を大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した、泉浩壽議員、久保美博議員が、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員に、当選されました。

追加日程第 7 大洲・喜多衛生事務組合議会議員の選挙について

○議長（森永和夫君） 「追加日程第 7 大洲・喜多衛生事務組合議会議員の選挙」をおこないます。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選によることに、決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに、決定しました。

それでは、大洲・喜多衛生事務組合議会議員に、中田厚寛議員、向井一富議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、中田厚寛議員、向井一富議員を大洲・喜多衛生事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました、中田厚寛議員、向井一富議員が、大洲・喜多衛生事務組合議会議員に当選されました。

ここで、暫時休憩します。

午後 4 時 50 分 休憩

午後 4 時 56 分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 12 議案第 29 号 内子町監査委員の選任について

○議長（森永和夫君） 「日程第 12 議案第 29 号 内子町監査委員の選任について」を議題とします。地方自治法 117 条の規定により、山本徹議員の除斥を求めます。

〔山本徹議員除斥〕

○議長（森永和夫君） 提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第 29 号、内子町監査委員の選任についてでございます。議会選出の才野俊夫監査委員から平成 31 年 4 月 18 日付けで、平成 31 年 4 月 24 日をもって退職したい旨の辞表が提出されましたので、議員のうちから選任する後任の監査委員として山本徹氏を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。議員各位もご承知のとおり、山本徹氏は、人格・識見共にすぐれ、監査委員として最適任と存じますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事関係でございますので、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと、認めます。

従って討論を省略し、ただちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意する事に、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

山本徹議員の除斥を解除します。

〔山本徹議員入場〕

○議長（森永和夫君） 山本徹議員にお伝えします。

ただ今、内子町監査委員の選任が同意されましたので、告知します。挨拶があるようでしたら、許可します。

○9 番（山本徹君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山本徹議員。

〔山本徹議員登壇〕

○9 番（山本徹君） ご選任をいただき、まことにありがとうございます。職責をまっとうできるように、努力していきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） 以上をもちましてこの臨時会の会議に付議された案件の審議は、すべて終了しました。従って、本日の議事を閉じます。ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 臨時議会閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。今日は大変お忙しい中、それぞれの議員さんご参集賜りまして、提案させていただきました全議案につきまして慎重審議に取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。その趣旨に沿って適切に執行していきたいというふうに思います。また、今日は新しい議会の人事改正がありました。前議長の山本徹議長さんに置かれましては2年間本当にご苦労様でございました。いろんなところでご指導、ご協力をいただきました。改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。これからも健康には十分ご留意されまして引き続き議員としてご活躍されますよう、心からお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。また、新しく就任されました森永議長さん、本当に課題山積の内子町でございます。議会と執行部がしっかりとタッグを組みながら町民の幸せのためにがんばっていかなくちゃいけないと思っておりますので、これからもどうぞ一つご指導ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。5月に入りますと五十崎の風合戦であったり、また5月の11日にはドイツフェスタがあったり大きなイベントも予定してされております。それぞれのお立場でまた現場にも出向いていただきまして、地域の皆さん方にねぎらいの声をかけていただいたり、参加していただければなおありがたいと思っております。これからもどうぞ一つよろしくお願いを申し上げまして閉会にあたりましての町長としてのあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、平成31年4月第102回内子町議会臨時会を閉会致します。何分、不慣れなものでございまして、ご迷惑、至らない点多々あったと思いますが、今後ともよろしくお願いを致します。

午後5時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会旧議長

内子町議会新議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第 102 回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
議認 1	内子町税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	平成 31. 4. 25	平成 31. 4. 25	承認
議認 2	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	平成 31. 4. 25	平成 31. 4. 25	承認
議認 3	内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	平成 31. 4. 25	平成 31. 4. 25	承認
議認 4	平成 30 年度内子町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて	平成 31. 4. 25	平成 31. 4. 25	承認
議認 5	平成 30 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて	平成 31. 4. 25	平成 31. 4. 25	承認
議案 28	平成 31 年度内子町一般会計補正予算（第 1 号）について	平成 31. 4. 25	平成 31. 4. 25	原案可決
議案 29	内子町監査委員の選任について	平成 31. 4. 25	平成 31. 4. 25	原案可決